

学会誌以外の著作物に関する申合せ

平成30年9月7日
非営利法人研究学会理事会

非営利法人研究学会（以下、本学会）の研究活動に基づく学会誌以外の著作物の取扱いについて、以下のとおり、申し合わせる。

- 1 学会誌以外の著作物の著作権は、原則として、著者本人に帰属する。
- 2 学会誌以外の著作物は、原則、本学会のホームページに掲載する。ただし、著者本人が公開を希望しない場合は掲載しない。
- 3 学会誌以外の著作物で冊子として発行したものは、原則として、1部を事務局宛に寄贈し、1部を国会図書館に納本しなければならない。
<寄贈先>
〒103-0027 東京都中央区日本橋3丁目2番14号日本橋K・Nビル5階
非営利法人研究学会 事務局
<納本先>
〒100-8924 東京都千代田区永田町1丁目10番1号
国立国会図書館 収集部 国内資料課
- 4 学会誌以外の著作物に関して、使用の許諾請求があった場合には、原則として、著者の意向に従って対応する。

以上